

議案第76号
令和7年度宝塚市水道事業会計決算認定について
資料3 宝塚市上下水道局集合住宅水道料金算定特例措置取扱要綱

宝塚市上下水道局集合住宅水道料金算定特例措置取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宝塚水道事業給水条例施行規程19条に規定する集合住宅に関する水道料金特例措置（以下「特例」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この特例の適用を受ける集合住宅は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 受水槽を設けて親メーターにより給水を受けていること。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に受水槽を必要としないと認めた場合はこの限りでない。
- (2) 建築確認申請がなされている建物（長屋・共同住宅）であること。
- (3) 給水台帳に記載されている建物でなければならない。（増改築等で給水台帳に記載されていない場合は、その時点で正規の申請手続きをした場合は対象とする）
- (4) 各戸に1個以上の給水栓を設置し、各戸のメーター（以下「子メーター」という。）により計量して、水道料金を徴収すること。ただし、子メーターがない場合は、人員割り等で水道料金を徴収するものとする。

2 前項の適用範囲内であっても次の各号の一に該当するときは、適用を除外する。

- (1) 飯場、下宿屋、その他これらに類するとき。
- (2) 事業所等の厚生施設
- (3) 食堂、浴室、便所等を共同使用する独身寮及びこれに類するとき。
- (4) 全戸店舗で住居がないとき。
- (5) その他いわゆる集合住宅と認めがたいとき。

(認定申請の方法)

第3条 この特例を受けようとするものは、水道料金算定特例措置認定申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

管理者は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し当該申請を適当と認めるときは、水道料金算定特例措置決定通知書（様式第2号）を交付しなければならない。

(戸数の認定方法)

第4条 集合住宅の戸数の認定は、次の方法による。

- (1) 申請戸数（申請時の入居数）
- (2) 住居、店舗、事務所等はそれぞれ1戸とする。
- (3) 当該集合住宅に付属した施設（駐車場、運動場、集会室、便所、浴室、倉庫その他）及び散水栓等は戸数として含めない。

(戸数等の変更)

第5条 申請の決定日後に戸数等に変更が生じた場合であっても、1年間は変更を認めないものとする。ただし、特別な事情で戸数等に著しく変動が生じた場合はこの限りでない。

(適用の開始)

第6条 適用の開始期分は決定日からとする。

(計算口径の算出)

第7条 各戸の計算口径は全て20ミリメートルとする。ただし、子メーターが13ミリメートルの場合は、その口径を計算口径とする。

(料金の算定)

第8条 料金は、子メーターの口径に応じた基本料金に戸数を乗じて得た額と従量料金の各段階毎の額とを合計して算定する。

(特例決定の取り消し)

第9条 管理者は、特例を受けている集合住宅で、次の各号の一に該当するときは、特例を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 水道料金の滞納があるとき。

(実施の細目)

第10条 この要綱に定めのない事項についてはその都度管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和62年9月1日（第3期分の水道料金）から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日（第2期分の水道料金）から施行する。